

おわりに

今回の審議により、土壤汚染対策法の施行のために必要な土壤汚染対策法に係る技術的事項等については概ね取りまとめられたものと考えられる。

一方、現在、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として、中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会において汚染土壌等について別途検討されているところであるが、汚染土壌の不適切な取扱いにより汚染が拡大することのないよう、土壤汚染対策法においても指定区域からの汚染土壌の搬出を規制する等その的確な施行を確保することが必要であろう。

また、今後、実際に現場において、都道府県等、土地所有者等、指定調査機関及び措置実施機関等が同法に基づく措置を円滑かつ的確に進められるよう、国において、本答申を踏まえより詳細かつ具体的なガイドライン等を策定することが望まれる。